

自転車を安全に利用しましょう！



みなさんは、**自転車は自動車の仲間**であることを意識して運転していますか？
自転車は、自動車と違い運転免許証がなくても誰でも簡単に運転できる便利な乗り物ですが、自転車も自動車と同じように、**道路交通法**を守って運転しなければなりません。
近ごろは、自転車利用者が増えるとともに、ルールやマナーを守らない人も増えています。
自転車を安心・安全に利用するために、正しい交通ルールやマナーを守り運転しましょう！
千葉県では、令和4年7月1日から「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、自転車保険の加入が義務となりました。まだ加入がお済でない方や、これから自転車を利用される方は、自転車保険に加入しましょう！

自転車安全利用五則を守ろう！

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則です。 **罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**
- ただ車道を走れば良いというものではありません。自転車は車道の左端に寄って走行しなければなりません。 **罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**
- 歩道を走行するときは、車道寄りを徐行し、歩行者の交通を妨げる可能性がある場合は、一時停止をしなければなりません。 **罰則 2万円以下の罰金又は科料**

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号機の指示には必ず従いましょう。また、一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行し、安全確認を忘れずに行いましょう。 **罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**

③夜間はライトを点灯

- 夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけましょう。 **罰則 5万円以下の罰金**

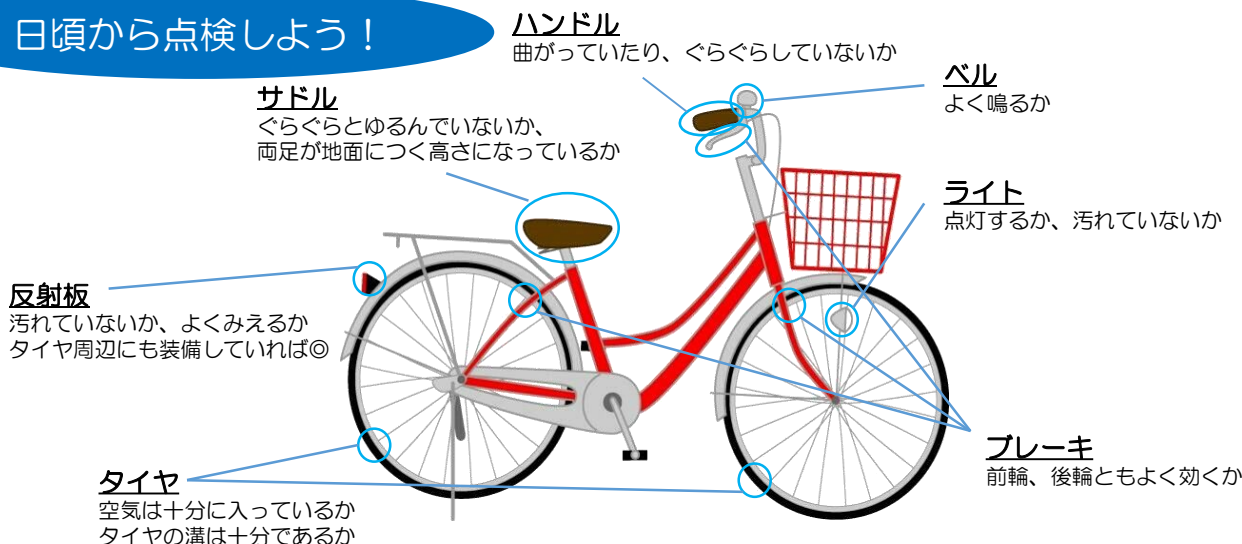
④飲酒運転は禁止

- 飲酒運転は絶対にやめましょう。 **罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**
飲酒運転以外にも…
- 二人乗りや並進はやめましょう。（※「並進可」標識がある場所以外では禁止） **罰則 2万円以下の罰金又は科料**

⑤ヘルメットを着用

- 自転車を運転する際はヘルメットを着用しましょう。
- 13歳未満の子どもに対して、保護者はヘルメットを着用させなければなりません。
（印西市自転車安全・安心利用に関する条例）

日頃から点検しよう！



裏面で自転車保険の加入状況をチェック！

自転車保険加入状況をチェックしよう！

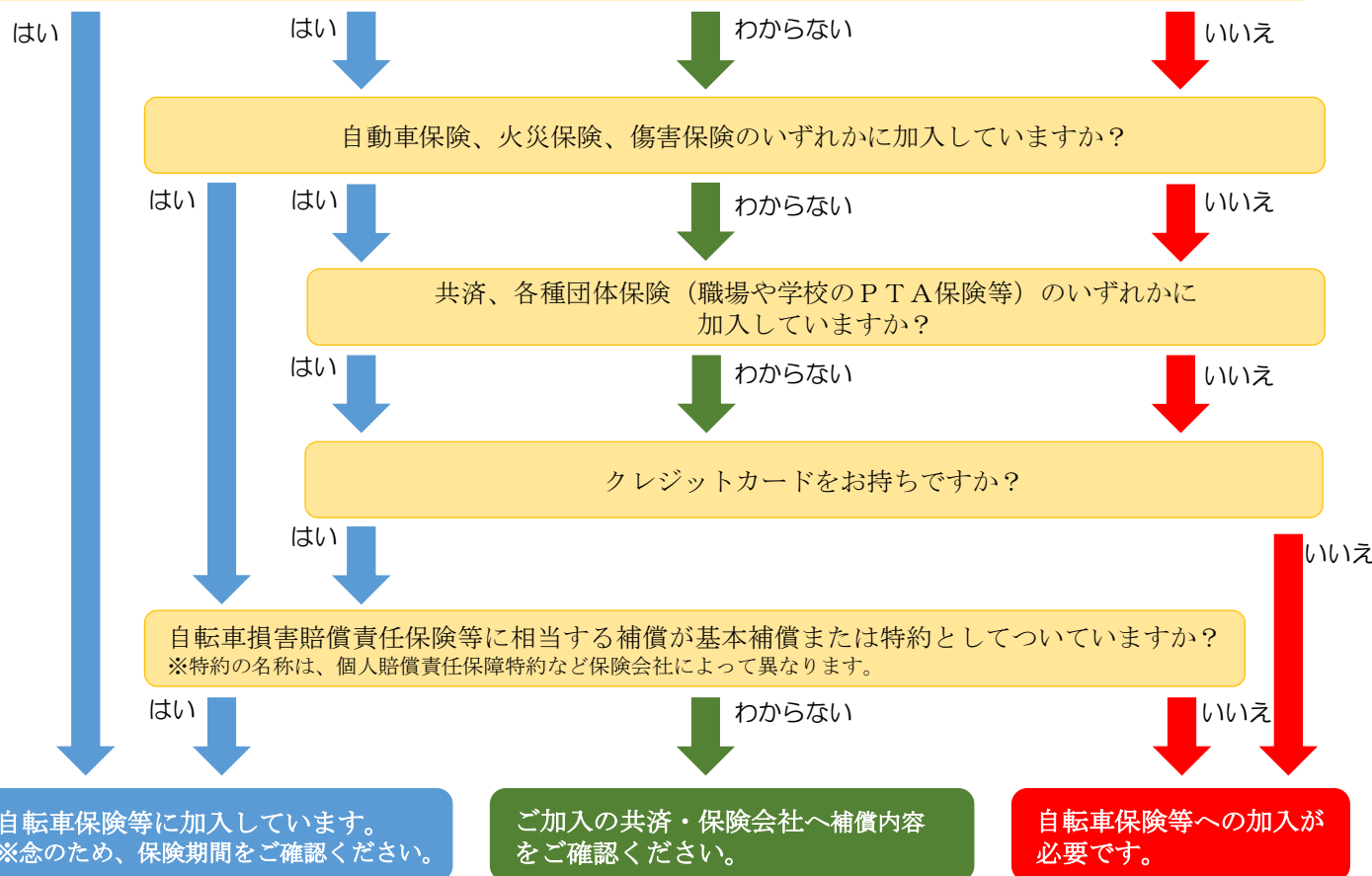
自転車は誰でも利用できる便利な乗り物である一方、事故によって誰もが加害者にも被害者にもなる乗り物です。自転車事故の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、加入義務となりました。

自転車事故の
高額賠償事例

9,521万円

※平成25年7月神戸地方裁判所

自転車利用中の事故により、他人をケガさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車保険等）に加入していますか？
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。（但し、点検日から1年以内のものに限る）



印西市では、下記の各社と協定を締結しております。

企業名(五十音順)	相談ダイヤル	ホームページ
損害保険ジャパン株式会社	サイクル安心コールセンター 03-4590-1519 土日祝日除く 9:00~17:00	https://www.sjnk.co.jp/
東京海上日動火災保険株式会社	カスタマーセンター 0120-868-100 年末年始除く 9:00~18:00	https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/
明治安田生命保険相互会社	コミュニケーションセンター 0120-662-332 祝日及び年末年始除く 月~金 9:00~18:00 土日 9:00~17:00	https://www.meijiyasuda.co.jp/